

報告第19号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

| 番号 | 相手 | 概要 | 賠償金額 |
|----|---------------|--|-----------|
| | | | 専決処分日 |
| 1 | 渋谷区道玄坂二丁目所在法人 | 事故日：平成30年5月22日 場 所：杉並区阿佐谷南三丁目 ・清掃車と相手方車両がすれ違う際、相手方車両は、清掃車を通過させようと道の端に寄せ停車し、清掃車はその脇を通り過ぎようとした際、接触してしまい、相手方車両に損傷を与えた。 (環境部) | 46,092円 |
| | | | 令和元年6月11日 |
| 2 | 板橋区蓮根三丁目所在法人 | 事故日：令和元年5月29日 場 所：杉並区阿佐谷南二丁目 ・コインパーキング内の駐車区画に駐車するため、前向きで車を進入した際、アクセルを強く踏みすぎてしまい、前方のガードパイプに追突し、ガードパイプ及び基礎部分を破損させた。 (都市整備部) | 85,320円 |
| | | | 令和元年7月3日 |

| | | | |
|---|------------------|---|------------|
| 3 | 杉並区和泉二丁目所在法人 | 事故日：平成31年3月20日 場 所：杉並区和泉二丁目 | 49,680円 |
| | | ・可燃ごみ収集作業中、マンションの集積所にて、ごみが積み上げられていた下に雨樋があることに気付かず誤って踏み、雨樋を破損させた。 (環境部) | 平成31年4月22日 |
| 4 | 杉並区宮前一丁目所在高井戸警察署 | 事故日：平成30年12月3日 場 所：杉並区久我山二丁目 | 239,760円 |
| | | ・中学校サッカー部の活動中、蹴ったボールが防球ネットを超えてしまい、隣家(駐在所)のカーポート屋根を突き破る損害を与えた。 (教育委員会事務局) | 平成31年4月30日 |
| 5 | 杉並区久我山三丁目在住個人 | 事故日：平成31年4月18日 場 所：杉並区阿佐谷南一丁目 | 19,224円 |
| | | ・区役所西棟玄関前で選挙用のぼり旗の設置作業中、被害者の足がポール部分に引っかかり転倒、所持していた携帯電話の画面を破損させた。 (総務部) | 令和元年5月7日 |
| 6 | 杉並区成田西二丁目在住個人 | 事故日：平成31年3月7日 場 所：杉並区浜田山四丁目 | 18,144円 |
| | | ・可燃ごみ収集作業中、清掃車から落ちたごみが被害者の所持していた携帯電話に当たり落下、画面を破損させた。 (環境部) | 令和元年5月15日 |

| | | | |
|---|-----------------------|--|-----------|
| 7 | 杉並区成田東 四丁目所在 法人 | <p>事故日：平成31年3月27日 場 所：杉並区成田東四丁目</p> <p>・区役所分庁舎の外壁に取り付けてあった通気用配管が腐食し、一部が5階部分から落下、隣地マンションのフェンスの一部を破損させた。</p> <p>(総務部)</p> | 138,240円 |
| | | | 令和元年6月7日 |
| 8 | 杉並区方南 二丁目所在 法人 | <p>事故日：平成31年4月12日 場 所：杉並区方南二丁目</p> <p>・保育園の調理場の衛生巡回中、マンション敷地内に自転車を停めたところバランスを崩して自転車が倒れ、外灯のガラスカバーを破損させた。</p> <p>(杉並保健所)</p> | 6,156円 |
| | | | 令和元年6月12日 |